

鳥取縣公報

告示

鳥取縣告示第九十四號

物價統制令第五條ニ依リ陸上小運搬業ノ最高運送賃左ノ通
大藏大臣ニ於テ認可セラレタリ

昭和十九年九月鳥取縣告示第五〇七號中左記第一號ハ之ヲ
削除ス

昭和二十一年四月十六日

鳥取縣知事 林 敬 三

一 申請者

米子市角盤町四丁目三五

鳥取縣陸上小運搬業統制組合

理事長 竹 田 平 一

二 最高運送賃 別紙ノ通り

三 認可ノ日 昭和二十一年四月十六日

昭和二十一年四月十六日
第七百四號

火曜日

本書ノ大サハ國定規格5A判

別表(一)

陸上小運搬業運賃率

種別	荷 牛 馬 車 (橋手含)				
	重 量				
	二 斤 以 内	四 斤 以 内	六 斤 以 内	八 斤 以 内	八 斤 以 上
計 算 單 位	一 噸	一 噸	一 噸	一 噸	一 噸
	超 噸	超 噸	超 噸	超 噸	超 噸
運 賃 率	九、五〇	四、五〇	一、二〇	六、〇〇	一、六〇
	九、五〇	四、五〇	一、二〇	六、〇〇	一、六〇
專 屬 制	一 噸	一 噸	一 噸	一 噸	一 噸
	超 噸	超 噸	超 噸	超 噸	超 噸
日	八、五〇	四、五〇	一、二〇	六、〇〇	一、六〇
	八、五〇	四、五〇	一、二〇	六、〇〇	一、六〇

00573

記事	車		荷	
	重量制	二料迄	重量制	二料迄
一、適用方及割増ハ別表ニ依ル	百	百	百	百
	付	付	付	付
	三〇、〇〇	三〇、〇〇	二、〇〇	二、〇〇
	日	日	二、〇〇	二、〇〇
	三〇、〇〇	三〇、〇〇	二、〇〇	二、〇〇

別表 (一)	陸上小運搬業運賃料金割増率	
	種	別
一 濶大品	(イ) 一個ノ重量 六米 二〇〇以上 (ロ) 一個ノ長さ 積 三〇〇以上 (ハ) 同 積 三立方以上 (ニ) 同 積 八米同 一吨以上 一〇米同 二吨以上 一八米同 二吨以上	割増率 二割以内 三割以内 六割以内 臨時約束
二 易損品	別紙ノ通	二割以内
三 危険品	(イ) 火 (ロ) 其ノ他 藥 (別紙ノ通) 類	十割以内 二割以内
四 貴重品	(別紙ノ通)	四割以内

記事	貨物種	
	五	六
一 第一號乃至第五號ノ割増ハ相互ニ之ヲ合算スルコトヲ得ズ	(イ) 金屬屑 (撒物ニシテ作業困難ナルモノ)	惡天候 暴風雨積雪等惡天候ノ爲作業困難ナル場合
二 第六號乃至第八號ノ割増ヲ合算スル場合ト雖モ其ノ最高ハ五割ヲ超ユルコトヲ得ズ	(ロ) 生キタル動物 (除牛馬)	坂路惡路作業 地方長官ノ指定シタル場合ニ限ル
三 第一號乃至第五號ノ割増ト第六號乃至第八號ノ割増トヲ合算スル場合ニ於テハ最高ハ十割ヲ超ユルコトヲ得ズ 但シ濶大品ニシテ臨時ノ約束ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラス	(ハ) 建物取毀 材引越 荷物	朝深夜早 午後十一時ヨリ午前五時迄ノ作業
	(ニ) 汚穢 變質 易キモノ	
	(イ) 荷重 變質 易キモノ	

00574

<p>一 本運賃ハ通常ノ積卸作業料ヲ含ムモノトス</p> <p>二 運賃ノ支拂方法ハ現拂豫納及後拂トス</p> <p>三 割増ヲ爲シ得ル場合及割増率ハ別表ノ通トス</p> <p>四 車輛ノ廻送ニ着手シタル後荷主ノ責任ニ歸スベキ理由ニ依リ託送ヲ取消シ又ハ運送日時ノ變更等アリタル場合ハ實費及左ノ違約料ヲ收受スルコトヲ得</p> <p>(一) 荷牛馬車 金拾參圓</p> <p>(二) 荷車及リヤカー 金八圓</p>	<p>百疋ニ切上</p> <p>(三) 組合ノ指示ニ依リ一車ニ滿タザル貨物ヲ運送スル場合ノ運賃方最大ノ積載量ニ對スル運賃額ニ達セザルトキハ最大積載量ニ對スル運賃額ノ一割ヲ控除シタル額ヲ收受スルモノトス</p> <p>(四) 車輛到着後荷主ノ責任ニ歸スベキ理由ニ依リ三十分ヲ超過スルモ積卸ニ着手シ得ザル場合ハ其ノ超過時分三十分毎ニ左ノ車輛留置料ヲ收受スルコトヲ得</p> <p>(イ) 荷牛馬車 金五圓五拾錢</p> <p>(ロ) 荷車リヤカー 金貳圓五拾錢</p>
<p>五 運送事業者ノ責任ニ歸スベキ理由ニ依リ配車ヲ爲サザルトキハ荷主ノ請求ニ依リ左ノ違約料ヲ支拂フモノトス</p> <p>(一) 荷牛馬車 金拾參圓</p> <p>(二) 荷車及リヤカー 金八圓</p>	<p>七 專屬制運賃</p> <p>(一) 本運賃ハ專屬配車ヲ爲ス場合ニシテ實車料及積載重量算定困難ニシテ重量制運賃ヲ適用シ得ザル場合ニシテ所屬統制組合ノ承認ヲ得タルトキニ限リ之ヲ適用スルモノトス</p> <p>(二) 一日ノ就業時間ハ十時間トス</p> <p>(三) 一日ノ就業時間ガ十時間ヲ超ユル場合ニ在リ</p>
<p>六 重量制運賃</p> <p>(一) 運賃ハ一日毎ノ計算トシ實車料及貨物ノ實重量ニ依リ算定ス 但シ客積品ニ付テハ客積百才ヲ以テ一吨トス</p> <p>(二) 荷車及リヤカーニ在リテハ百疋未滿ノ端數ハ</p>	

テハ其ノ超過時間一時間迄毎ニ本運賃ノ八分ノ一
以內ヲ加算スルコトヲ得

(四) 一日就業時間ガ十時間ニ滿タザル場合ハ就業
時間一時間迄毎ニ本運賃ノ十分ノ一ニ相當スル額
ヲ受クルモノトス

(五) 時間ノ計算ハ從事車輛ガ積荷場所ニ至リタル
時ヨリ運送ヲ終リテ既舍ニ歸ル迄ヲ時間トシ一時
間未滿ハ一時間ニ切上タルモノトス

輓牛馬ノ給飼又ハ休養ノ爲ニ消費スル時間ハ合計
二時間以內ニ限リ就業時間ト看做ス

製品(管桶、煙突、流シ、庫箱等)

(七) 機械、汽罐、時計、眼鏡類、度量衡及部分品

(八) 碍子碍管

(九) 酒及醬油及酢ニシテ壘壘又ハ四斗樽入ノモノ

(十) 糧詰食糧品

(十一) 樽又ハ糧詰漬物類ニシテ漬汁ヲ含ミタルモノ

(十二) 官神輿佛壇棺神佛ノ像、縁起物節用飾物

(十三) 襖障子

(十四) 模型標本人形玩具

(十五) 樂器類、樂器類ノ部分品及附屬品

(十六) 演藝見世物用具

別紙

- 一 易損品(荷造完全ナルモノヲ除ク)
- (一) 黒鉛、黒鉛製品(電極坩堝鑄型)
- (二) 穴アキ煉炭及棒炭ニシテ紙包ノモノ
- (三) 鳥卵
- (四) 化粧品及藥品ニシテ硝子壘又ハ陶器入ノモノ
- (五) 油脂及香油類ニシテ中古罐入ノモノ
- (六) 陶器類、瓦、煉瓦、硝子及其ノ製品、セメント

- 二 危険品(其ノ他)
- (一) 燐寸
- (二) 油紙、油布類
- (三) 酸類
- 蓄電池
- (四) 壓縮ガス、液化ガス
- アセチレン 液體空氣、液體窒素、液體酸素其ノ他

(六) 可燃性液體

ノガス、

鹽油、原油、揮發油、コールドタル、輕油、ベン
ゾール、トルオール、メタノール、アルコール塗
料、稀釋劑ニシテ流化炭素其ノ他ノ可燃性液體製劑類

(六) 可燃性固體製劑類

酸化腐蝕劑

塩素酸カリ、塩素酸バリウム、過塩酸アンモン塩
素酸ソーダ、過酸化燐、過酸化ソーダ、過酸化バ
リウム、硝酸アンモン、プロム硝石生石灰、燒成
ドロマイト晒粉ニトロセ、ルローズ、デニトロペ
ンゾール、デニトロナフタリン、デニトロトルオ
ール、デニトロロウエノール、ピクリン酸、其ノ他
ノ酸化腐蝕劑、製劑、玩具、煙火、爆竹、酸化腐
蝕劑、加工品

三 貴重品

- (一) 貨幣證券類
- (二) 貴稀金屬

(三) 金剛石、約玉、綠柱玉其ノ他ノ寶玉石及其ノ製
品

- (四) 琥珀、眞珠、象牙、鼈甲、珊瑚及其ノ製品
- (五) 美術品及骨董品
- (六) 其ノ他一梱包ニ付包裝共一疋當リノ價格八十圓
ノ割合ヲ超ユルモノ(動物ヲ除ク)

◇鳥取縣告示第百九十五號
産婆名簿登錄者左ノ如シ

昭和二十一年四月十六日

鳥取縣知事 林

敬 三

本籍 鳥取縣氣高郡吉岡村大字吉岡一四七番屋敷
住所及開業地 本籍ニ同ジ

昭和二十一年三月三十日 第一〇〇四號登錄

那 和 久 子

本籍 鳥取縣日野郡黒坂町大字黒坂一三七八番地
住所及開業地 本籍ニ同ジ

昭和二十一年四月八日 第一〇〇五號登錄

大正五年貳月五日生

佐伯 ところの

明治拾參年拾壹月貳拾七日生

鳥取縣告示第九十六號

畜牛結核病豫防法施行規則第三條第一項ニ依リ乳用牛及外國種々牡牛ノ結核病検査左ノ通り施行ス

所有者又ハ管理者所定ノ検査所ニ該當牛ヲ牽付ケ検査ヲ受クベシ

昭和二十一年四月十六日

鳥取縣知事 林 敬

三

検査月日	検査場所	牽付區域
四月二十一日	八頭郡 若櫻町	若櫻町一圓
四月二十日	岩美郡 庄島	本庄村一圓
四月十九日	鳥取市 行徳	鳥取市一圓
四月十八日	吉方市 立川	鳥取市一圓
四月十七日	美都村 三徳	鳥取市一圓
四月十六日	東伯郡 旭郷	鳥取市一圓
四月十五日	同 同 同	鳥取市一圓
四月十四日	同 同 同	鳥取市一圓
四月十三日	同 同 同	鳥取市一圓
四月十二日	同 同 同	鳥取市一圓
四月十一日	同 同 同	鳥取市一圓
四月十日	同 同 同	鳥取市一圓
四月九日	同 同 同	鳥取市一圓
四月八日	同 同 同	鳥取市一圓
四月七日	同 同 同	鳥取市一圓
四月六日	同 同 同	鳥取市一圓
四月五日	同 同 同	鳥取市一圓
四月四日	同 同 同	鳥取市一圓
四月三日	同 同 同	鳥取市一圓
四月二日	同 同 同	鳥取市一圓
四月一日	同 同 同	鳥取市一圓

昭和二十一年四月十六日印刷
昭和二十一年四月十六日發行

鳥取縣公報

昭和二十四年四月十五日
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣鳥取市東町